

5 障がい者(児)保健福祉

◆ 精神保健福祉

精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、相談体制の充実や環境づくり、地域住民への疾患の理解や知識の普及啓発等を行った。

(1) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

(各年度末現在)

等級	28	29	30	元	2
1級	354	382	399	442	467
2級	1,694	1,804	1,917	2,033	2,159
3級	611	679	756	858	899
合計	2,659	2,865	3,072	3,333	3,525

(2) 自立支援医療費(精神通院)の給付

精神的な病気のための診療、デイケア、訪問看護、薬などにかかる通院医療費の給付を行っている。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
給付件数	4,943	5,526	5,810	6,158	6,992

(3) 医療保護入院の状況

医療保護入院患者内訳

(年度末現在)

	ア血管性認知症 アルツハイマー病	覚せい剤等 アルコール	統合失調症等	気分(感情)障がい	神経症性障がい	生理的障がい	人格動及び障がい	精神遅滞	自閉症等	心理的発達の障がい	行情動及び障がい	てんかん	その他	総数
医療保護入院患者	76	6	144	66	2	-	-	1	3	-	-	-	-	298
20歳未満	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
20歳～40歳未満	-	2	33	10	2	-	-	-	3	-	-	-	-	50
40歳～65歳未満	1	4	76	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104
65歳以上	75	-	33	31	-	-	-	1	-	-	-	-	-	140

(4) 精神保健福祉相談状況

精神科医師や心理職員、保健師が、心の病や病への対応等について助言を行い、当事者や家族の抱える問題解決の糸口になるよう支援を行った。

ア. 精神科医師、心理職員による精神保健福祉相談

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
精神科医師	43	42	67	47	34
心理職員	7	8	7	6	9

イ. 保健師による精神保健福祉相談(地域保健課含む)

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
訪問(延べ件数)	335	406	453	306	280
来所・電話(延べ件数)	1,115	1,802	2,542	1,631	1,876

ウ. 緊急対応(地域保健課含む)

夜間休日・緊急時等の対応困難者や警察官通報の対応件数である。

(各年度末現在)

緊急対応総件数	31	日中対応件数	11
		夜間・休日対応件数	20

(各年度末現在)

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第23条に基づく通報件数	25
精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第22条に基づく申請件数	—

(5) 精神障がい者の地域移行・地域定着支援

未治療や治療中断により再発を繰り返したり、長期入院の精神障がい者に対し、地域で安定した生活を送ることができるよう21事例について支援を行った。

(6) 豊田市措置入院者の退院後の支援事業

精神保健福祉法第47条に基づく相談支援業務の一環として、同法第29条第1項により入院し、かつ支援計画の作成に同意した方に対し、社会復帰の促進等を図ることを目的として、6か月間の支援を行った。

(年度末現在)

年度	2
支援計画の作成数	6

(7) 豊田市ピアサポーターフォローアップ研修、交流会

精神障がい者の地域移行・地域定着支援の推進のため、登録ピアサポーターのスキルアップのための交流会を行った。

実施回数	延べ参加者数
8	21

(8) 精神保健福祉理解啓発事業

精神障がいへの理解を深めるため、精神保健福祉普及研修会を実施し、普及啓発に取り組んだ。

開催日	内容	参加人数
12月22日	内 容 回復体験談(リカバリーストーリー)の発表 精神障がい者の相談支援の流れについて 講 師 ピアサポーター 豊田市社会福祉協議会足助支所職員 対象者 豊田市小原地区民生委員児童委員等	18

(9) 障がい者総合支援法 精神障がい者の福祉サービスの利用状況

精神障がい者の実支給決定者は720人であり、サービス検討会議等を開催し生活の質の向上を図った。

(令和2年度末現在)

事業	支給決定者数	サービス利用者数
居宅介護	126	102
短期入所	50	4
生活介護	34	26
グループホーム・ケアホーム	52	40
就労移行支援	142	126
就労継続支援	271	226
自立訓練	17	14
移動支援	53	18
地域生活支援デイ	45	9
日中短期入所	19	—
地域活動支援センターⅢ型	30	21

(10) 精神障がい者支援従事者研修会

精神障がい者への支援に従事している事業所や医療関係者を対象に研修会を実施し、職員の質の向上に努めた。

開催日	内容	参加人数
9月11日	「アルコール問題への介入と動機づけ面接」 講師 刈谷病院 菅沼直樹 医師	21

(11) 精神障がい者地域支援協議会

精神障がいに対応した地域包括ケアシステム及び精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、豊田市精神障がい者地域支援協議会を設置した。

事業名	対象者	開催回数	延べ参加人数
精神障がい者地域支援協議会	精神科医療機関職員、地域包括支援センター職員、豊田市地域自立支援協議会、豊田地域精神障がい者家族会、ピアサポーター等	1	18
精神障がい者地域支援協議会部会	精神科医療機関職員、豊田市地域自立支援協議会、地域アドバイザー、ピアサポーター	4	45

(12) 家族教室及び家族交流会

脳外傷等による高次脳機能障がい者とその家族、アルコール問題を抱える家族を対象に知識普及・情報交換の場として教室や交流の場を開催している。また、自主活動をしているグループに対しても活動支援を実施している。

家族教室・交流会

事業名	開催回数	延べ参加人数
高次脳機能障がいのある人の家族の教室	2	10
アルコール問題家族教室	3	13

自主グループ

事業名	回数
豊田地域精神障がい者家族会	4
アルコール家族会	1
豊田断酒会	2

(13) 地域活動支援センターⅢ型事業利用状況

社会的経験の乏しい障がい者に対し社会参加、生活訓練の場を提供することで社会生活において自信をつけ、生活の質の向上を図ることを目指している。

(年度末現在)

事業所名	実施日数	利用数	一日平均通所者数(人)
はばたき工房	243	2,016	8.3
ポジティブ21いなぶ	236	576	2.4

(14) 地域活動支援センターⅠ型事業利用状況

市内の豊和会(地域生活支援センターエポレ)に地域生活支援事業を委託し相談支援、社会との交流促進等の充実を図っている。

(利用数)

	相談支援事業 ¹⁾	基礎的事業 ²⁾	強化事業 ³⁾
エポレ	1,111 (1,219)	12 (15)	157 (602)

注：()内他市町含む総実績

注 1)精神保健福祉士等による相談(こころの悩み、治療、福祉サービス利用等の相談)

2)障がい者のグループ活動、社会との交流促進事業

3)家族教室、ピアカウンセリング、地域との連携強化事業、地域住民ボランティア育成事業、普及啓発事業等

(15) 精神障がい者家族相談支援事業

精神障がい者本人やその家族が、同じ悩みや苦しみ等を経験した家族や当事者から、助言や相談を受けることで、孤立感や疎外感を和らげることを目的としている。また、居場所をつくり、当事者やその家族が自立に向けた地域生活を送ることを目的として実施している。

(年度末現在)

年度	2
電話相談延べ件数	54
面接相談延べ件数	32
居場所延べ参加者数(当事者・家族)	403

◆ 難病対策

難病の患者及びその家族が安定した療養生活を送ることができるよう、専門医や保健師による相談を行った。例年開催している患者・家族会及び講演会・療養相談会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。

特定疾患医療給付事業及び特定医療費は、新型コロナウイルス感染症の影響による受給者証（票）の有効期間の延長措置により更新手続が不要となった。難病患者支援金は申請方法を見直し、8割以上を郵送で受け付けた。

(1) 特定疾患医療給付公費負担受給者の状況

特定疾患医療給付事業申請受付、愛知県への進達事務及び受給者票の発送を行った。

特定疾患医療給付公費負担受給者数 (各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
受給者数	43	33	23	16	13

注：平成27年1月の難病法の施行に伴い、多くの疾患が特定医療費へ移行となり、6疾患のみが対象となっている。

(2) 特定医療費受給者の状況

平成27年1月施行の難病法に基づき、333疾患(令和2年3月31日時点)が特定医療費の対象となっている。特定医療費支給認定申請受付、愛知県への進達事務及び受給者証の発送を行った。平成29年12月31日で経過措置期間が終了し、難病法に基づく認定要件となったため、受給者数が減少した。

特定医療費受給者数 (各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
受給者数	2,448	2,147	2,137	2,227	2,475

(3) 先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業

先天性血液凝固因子欠乏症等の医療費助成として、先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業申請受付と県への進達事務を行った。

先天性血液凝固因子障がい等治療研究事業受給者票申請件数 (各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
交付件数	29	29	26	27	28

(4) 難病患者地域ケア推進事業

ア. 保健師による難病相談等(地域保健課含む)

A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者を中心に難病患者が地域で安心して生活できるよう相談支援を行った。

実人数	延べ人数			
	家庭訪問	面接	電話	ケース会議
32	15	21	41	1

イ. 難病患者家族教室

例年、難病患者及びその家族が安定した生活を送るために、必要な知識を深め、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消を図ることを目的に開催している。令和2年度は、パーキンソン病、網膜色素変性症及びALS（筋萎縮性側索硬化症）の計3疾患の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

ウ. 講演会及び療養相談会

例年、難病患者及びその家族、医療福祉関係者を対象に、疾病の理解や日常生活に必要な知識を深めるため講演会を開催し、同時に地域で安心して生活を送られるよう一人ひとりの日常生活の悩み等に対する療養相談を行っている。令和2年度は、皮膚筋炎・多発性筋炎、もやもや病、関節リウマチ、全身性エリテマトーデスの計4疾患の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

エ. 医師による難病個別相談

難病患者及びその家族が、難病に対する正しい知識を深めるとともに、療養上及び日常生活上の悩みや不安等の解消を図るために、難病専門医による個別相談を実施した。令和2年度から疾患区分に「呼吸器」を追加した。

疾患区分	実施回数	件数
神経系	3	6
消化器系	1	1
膠原病	1	1
呼吸器	0	0

(5) 豊田市難病患者支援金支給事業

「特定疾患医療給付事業受給者票」又は「特定医療費受給者証」の交付を受けている人を対象に年額3万円を支給した。令和元年度より「豊田市特定疾患患者見舞金」から「豊田市難病患者支援金」に制度改正し、対象疾患の拡大と所得制限を設けた。

例年、特定疾患医療給付事業及び特定医療費の更新手続との同時申請が大半であるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により更新手続が不要になったため、申請方法を見直し、8割以上を郵送で受け付けた。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
見舞金支給人数	2,432	2,464	2,136	—	—
支援金支給人数	—	—	—	1,302	1,320

◆ 身体障がい者手帳

身体障がい者手帳は、身体障がい者福祉法に定める障がい程度に該当する障がいを持つ者に交付され、身体障がい者福祉の基礎となるものである。

(1) 身体障がい者手帳所持者数・障がい別・等級別の状況

肢体不自由の割合が51%、続いて内部障がい33%を占めている。(各年度4月1日現在)

年度	29	30	元	2	3
所持者数	13,068	12,681	12,771	12,841	12,846

(令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	262	236	50	46	100	40	734
聴覚平衡機能障がい	74	375	176	188	1	308	1,122
音声言語機能障がい	2	8	59	46	—	—	115
肢体不自由	1,178	1,306	1,624	1,539	669	268	6,584
内部障がい	2,333	74	890	994	—	—	4,291
計	3,849	1,999	2,799	2,813	770	616	12,846

(2) 身体障がい者手帳交付数

近年は新規交付件数が増加傾向にある。

年度	28	29	30	元	2
新規交付	831	802	857	895	905
等級変更	354	430	450	419	407
再交付	196	216	292	191	147
計	1,381	1,448	1,599	1,505	1,459

◆ 療育手帳

知的障がい者(児)が一貫した療育と共に各種の援助措置を受けやすくするために交付し、福祉の増進を図る。療育手帳の交付者数は、年々増加傾向にある。

(1) 療育手帳所持者数

(各年度4月1日現在)

年度	29	30	元	2	3
所持者数	3,081	3,133	3,270	3,367	3,425

(2) 年齢別・判定別の状況

区分	A判定	B判定	C判定	合計
18歳以上	993	641	697	2,331
18歳未満	387	221	496	1,094
計	1,380	852	1,193	3,425

◆ 手当制度

(1) 豊田市心身障がい者扶助料

心身障がい者の福祉の増進を図るため、心身障がい者扶助料を支給した。支給額は障がい程度により月額4,500円、4,000円、2,500円であり、本人の所得が一定額以上ある場合は支給を停止する。

(各年度4月1日現在)

年度	29	30	元	2	3
受給者数	15,013	15,061	15,391	15,744	15,981

(2) 豊田市在宅重度心身障がい者手当

在宅重度障がい者の生活の向上に寄与するため支給した。

(各年度4月1日現在)

年度	29	30	元	2	3
受給者数	557	553	545	537	537

(3) 愛知県在宅重度障がい者手当

愛知県の規則に基づく制度で、在宅重度障がい者の福祉向上を図るため支給されている。

(各年度4月1日現在)

年度	29	30	元	2	3
受給者数	3,478	3,521	3,470	3,441	3,396

(4) 特別障がい者手当

著しく重度の重複障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある満20歳以上の在宅重度障がい者に支給する。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による支給額に、愛知県による上乗せ支給額が加算される。

(各年度4月1日現在)

年度	29	30	元	2	3
受給者数	340	364	378	378	381

(5) 障がい児福祉手当

身体又は知的発達に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の満20歳未満の者に支給する。特別児童扶養手当等の支給に関する法律による支給額に、愛知県による上乗せ支給額が加算される。

(各年度4月1日現在)

年度	29	30	元	2	3
受給者数	221	199	198	205	222

(6) 特別児童扶養手当

身体・知的発達又は精神に障がいのある児童(20歳未満)の生活の向上に役立てるため、その児童を監護する父若しくは母又は父母に代わってその児童を養育する者に支給される手当。

(各年度4月1日現在)

年度	29	30	元	2	3
受給者数	637	633	666	659	673

◆ 障がい者総合支援法による支給及び給付

(1) 補装具費の支給

身体障がい者等の職業上その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、補聴器・義肢・車いす・視覚障がい者安全つえ・歩行補助つえ等の購入及び修理に要する費用の一部を支給する。ただし、一部の種類については愛知県西三河児童・障害者相談センターによる支給判定が必要となる。

平成 12 年度には介護保険制度が開始され、介護保険での福祉用具貸与の対象となる品目は補装具費支給から除外され、また、平成 18 年 10 月から障がい者自立支援法の施行により対象品目の見直しが行われた。平成 22 年度から、低所得世帯(非課税世帯)の自己負担額は 0 円となった。平成 30 年度から、法律の一部改正により補装具費の支給に借受けも追加となった。

年度	28	29	30	元	2
給付・修理件数	769	752	708	746	769

(2) 日常生活用具の給付

障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、視覚障がい者用時計・特殊寝台・たん吸引器等の給付をする。なお、交付にあたっては、原則 1 割負担。所得に応じた上限負担額が定められている。

補装具と同様に介護保険制度の開始により平成 12 年度以降給付件数が大幅に減少したが、平成 15 年度以降増加傾向にある。平成 18 年 10 月から障がい者自立支援法により、ストーマ用装具等の補装具が日常生活用具に組替えされた。平成 22 年度から障がい福祉サービス利用者負担と合わせて、低所得世帯(非課税世帯)の自己負担額は 0 円となった。

年度	28	29	30	元	2
給付件数	4,241	4,256	4,298	4,350	4,614

(3) 自立支援医療費(更生医療)の支給

18 歳以上の身体障がい者手帳所持者を対象とし、その障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりするための手術や投薬等に係る医療費の支給を行っている。支給医療は人工透析が大半を占め、そのほかに人工関節術、心臓バイパス術、腎移植後の抗免疫療法などの医療がある。

年度	28	29	30	元	2
給付件数	769	833	837	878	923

◆ 助成制度

(1) 障がい者タクシー料金助成

障がい者が公共交通機関又は自家用車等による移動が困難なためタクシーを利用する場合にタクシー料金の一部を助成した。なお、平成 12 年度から精神障がい者保健福祉手帳所持者も助成対象に加えた。また、平成 15 年度から助成方法を半額助成とした。

障がい種別	28		29		30		元		2	
	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数	対象者数	交付者数
身体障がい者	10,625	7,878	10,469	7,574	10,354	7,651	10,399	7,630	10,342	7,546
知的障がい者	1,703	1,152	1,779	1,169	1,847	1,206	1,886	1,205	1,904	1,168
精神障がい者	2,105	1,546	2,228	1,594	2,389	1,727	2,569	1,787	2,698	1,869
計	14,433	10,576	14,476	10,337	14,590	10,584	14,854	10,622	14,944	10,583

(2) すこやか住宅リフォーム助成

重度の身体障がい者の在宅での生活を容易にするために、屋内の浴室・トイレ・段差解消等の改善及び敷地内の手すり等の設置をする場合に、改善等に要する費用の一部について、40万円を上限として助成する。令和2年7月、日常生活用具給付等事業に統合。

年度	28	29	30	元	2
助成件数	11	17	10	16	8

(3) 身体障がい者用自動車改造費助成事業

身体障がい者で、運転免許証に付された「免許の条件」に応じ、操行装置・駆動装置等を改造する費用の一部を助成する。

年度	28	29	30	元	2
助成件数	17	15	16	19	16

(4) 自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者が運転免許証取得のために要した費用の一部を助成する。

年度	28	29	30	元	2
助成者数	7	11	9	8	8

(5) 心身障がい者扶養共済掛金助成事業

心身障がい者の保護者の相互扶助制度である愛知県心身障がい者扶養共済制度に加入されている方に、掛金の一部を助成する。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
受給者数	64	67	69	73	83

(6) 中等度以下難聴児補聴器購入費等助成事業

中等度以下の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理費用の一部を助成することで、適切な補聴器装用を奨励し、言語や精神の発達、学力の向上など、難聴児の成長を支援する。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
助成件数	10	22	24	24	15

◆ 日常生活

(1) 寝具貸与（日常生活用具給付等事業）

在宅の重度心身障がい者に対する寝具の貸与及び寝具の定期的なクリーニング・消毒・乾燥を通して、衛生的な環境を保持する。なお、自己所有の寝具のクリーニング・消毒・乾燥のみの利用もできる。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
利用者数	39	42	43	40	39

(2) 緊急通報システム設置事業

身体障がい者手帳1、2級でひとり暮らしの者に緊急通報システム機器を貸与するとともに、消防署の受信システムに利用者情報を登録することにより、生活の安全確保を図っている。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
利用者数	20	23	17	17	17

(3) 福祉電話訪問事業

ひとり暮らしの在宅重度心身障がい者の安否確認や、孤独感の解消を図るために、週1回電話訪問を行っている。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
利用者数	1	2	1	1	1

(4) 「食」の自立支援事業（配食サービス事業）

「食」の自立の観点から、安否確認が必要で調理が困難な障がい者のみの世帯等の方を対象に、栄養バランスのとれた食事を配達し、合わせて安否の確認を行っている。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
利用者数	—	40	26	26	30
延べ配食数	—	5,097	7,109	6,171	5,791

(5) 移動入浴サービス

家庭において入浴することが困難な重度の身体障がい児(者)に対し、移動入浴車を派遣する。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
利用者数	75	71	70	73	71

(6) 点字広報・声の広報

月1回発行の「広報とよた」の点字版及び音訳版によるサービスを実施。それぞれ自宅へ郵送する。

利用者数

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
点字広報	58	57	56	56	55
声の広報	54	52	51	48	42

(7) 手話通訳者設置及び派遣・要約筆記奉仕員派遣

聴覚・言語障がい者の市役所での相談・手続きを容易にするために手話通訳者を設置する。また、病院や公共機関等へ出かける場合で手話通訳・要約筆記が必要な場合に通訳者等を派遣する。

年度	28	29	30	元	2
手話通訳	710	690	629	576	539
要約筆記	96	72	35	23	40

(8) ホームヘルパー

日常生活に支障のある障がい児(者)の居宅を訪問して、身体介護や家事援助、通院の介助等を行う。平成12年度に介護保険制度が開始され、介護保険対象者が対象から除かれたため、平成12年度には大きく減少したが、平成15年度の支援費制度の開始により知的障がい児(者)を中心に利用者が増加した。平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによるサービスが全面開始された。また、平成25年4月から障がい者の範囲に難病等の方が加わった。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
利用者数	349	338	329	350	345

(9) 移動支援

重度の視覚障がい児(者)、全身性障がい児(者)、知的障がい児(者)及び精神障がい者で外出することが困難な方が外出される場合に、ヘルパーの派遣を実施する。平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによる制度が始まった。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
利用者数	427	394	373	241	223

(10) 同行援護

視覚障がい児(者)で外出することが困難な方が外出される場合に、移動に必要な情報の提供、移動に必要な支援をヘルパーが実施する。平成23年10月の障がい者自立支援法の改正により、新たに障がい福祉サービスに加わった。

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
利用者数	50	50	49	51	53

(11) 障がい者教養教室

障がい者手帳の所持者を対象に、絵画・華道・手芸・料理等の教室を実施する。また、障がい者の作品を展示する「障がい者作品展」を年1回開催している。

年度	28	29	30	元	2
延べ受講者数	2,829	2,949	2,737	3,061	1,676

(12) 福祉車両による移送サービス

車いす・電動車いすなどを利用しているため、公共交通機関による移動が困難な障がい者の移動手段を確保するために、リフト付き福祉車両による移送サービスを平成14年7月から開始した。このサービスは、「暖」通所者の送迎車両の空き時間を利用して実施しているもので、事前に登録した者の通院・買い物等での外出を支援するものである。なお、平成16年度からは1台を専用車とし運行している。

送迎回数

年度	28	29	30	元	2
暖 送迎	1,388	1,408	1,554	1,767	1,821
暖 活動	320	360	341	117	47
登録者	1,094	1,174	1,364	1,366	1,008

(13) 訪問理美容サービス

外出が困難な在宅の障がい者が、自宅で散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費相当額を助成する利用券を最大6枚／年まで交付する。

年度	28	29	30	元	2
申請者数	24	25	28	34	37
利用回数	61	55	75	73	77

(14) 障がい者相談支援事業

障がい者及びその介護者に対して、社会生活力を高めるための直接支援、各種在宅サービス・社会資源の紹介等を行い、障がい者のいる世帯の生活全般を支援することを目的とする。

障がい者自立支援法施行により、平成19年度から知的障がい者生活支援事業、市町村障がい者生活支援事業を統合して実施した。平成24年度からは市内8法人に委託して実施している。

実績件数

年度	30	元	2
福祉サービスの利用等に関する支援	7,594	7,183	6,306
障がいや病状の理解に関する支援	804	864	791
健康・医療に関する支援	815	1,086	869
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,261	1,447	1,333
保育・教育に関する支援	307	304	247
家族関係・人間関係に関する支援	712	735	500
家計・経済に関する支援	384	307	390
生活技術に関する支援	831	714	869
就労に関する支援	380	300	332
社会参加・余暇活動に関する支援	500	476	164
権利擁護に関する支援	183	99	204
その他	1,066	1,194	898
合計	14,837	14,709	12,903

(15) 障がい者虐待

平成24年10月に「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、市は障がい者虐待対応の窓口等となる「障がい者虐待防止センター」としての機能を果たすこととなった。通報や届出の受理、虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導および助言、広報啓発活動等を実施している。

障がい者虐待の通報・届出件数及び虐待認定件数

内容		年度				
		28	29	30	元	2
実人数(人)	通報・届出	12	23	12	23	11
	認定	4	9	8	9	2
身体的虐待(件)	通報・届出	5	12	8	13	8
	認定	3	7	6	7	2
放棄・放任(件)	通報・届出	3	2	1	3	0
	認定	2	—	—	—	0
性的虐待(件)	通報・届出	2	1	—	3	0
	認定	1	—	—	3	0
心理的虐待(件)	通報・届出	6	6	4	5	0
	認定	—	2	4	1	0
経済的虐待(件)	通報・届出	—	3	3	4	4
	認定	—	—	2	1	1
合計(件)	通報・届出	16	24	16	28	12
	認定	6	9	12	12	3

注：1人に対して複数内容の虐待があった場合は、それぞれの件数にカウントする

◆ 施設

(1) ショートステイ

在宅の障がい児(者)を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合及び障がい児(者)の生活訓練等の指導が必要となった場合に、障がい児(者)を施設に短期間入所させることにより、その福祉の向上をはかることを目的とする。

平成18年10月から障がい者自立支援法により3障がい共通のルールによるサービスが全面開始された。

年度	28	29	30	元	2
延べ利用日数	10,663	11,333	12,531	12,834	9,563

(2) 日中一時支援事業

障がい児(者)の主に日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会適応訓練、日常生活訓練、生産活動などの支援を行う。平成18年10月から実施が開始された。

利用者数

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
地域生活支援デイサービス	125	116	85	75	72
日中短期入所	172	145	179	143	121

(3) 障がい児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)及び身体障がい児(以下「在宅障がい児(者)」という。)のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、障がい児(者)施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障がい児(者)及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。平成12年10月から、社会福祉法人豊田市福祉事業団へ委託し、豊田市こども発達センターにて実施されている。

事業別実施件数

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
在宅支援訪問療育等指導事業	129	17	28	969	648
在宅支援外来療育等指導事業	26,744	26,483	21,027	15,602	12,882
施設支援一般指導事業	513	375	702	704	336

(4) 障がい者総合支援法による福祉サービス利用者

利用者数

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
生活介護	694	704	728	778	789
就労継続支援A型	166	172	152	158	174
就労継続支援B型	371	375	412	459	491
就労移行支援	106	118	114	134	175
施設入所支援	222	228	234	234	235
療養介護	24	26	33	34	34

(5) グループホーム

障がい者に生活の場を提供し、食事等の日常生活援助を行うことにより、地域社会における自立生活を助長した。グループホームが日常生活の拠点となり、そこで障がい者本人の社会参加がなされている。

利用者数

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
グループホーム	157	167	196	215	238

(6) 児童福祉法による障がい児通所支援

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行った。平成24年4月の児童福祉法の改正により開始した。

利用者数

(各年度末現在)

年度	28	29	30	元	2
児童発達支援	117	143	171	177	207
医療型児童発達支援	32	29	—	1	1
放課後等デイサービス	427	491	566	609	656
保育所等訪問支援	6	—	1	—	4

(7) 児童発達支援センター

発達遅滞及び肢体不自由、難聴幼児、重度心身障がい児を対象に、個々の子どもの特性を考慮し情緒の安定を図り、できる限り健全な社会生活を営めるよう集団的、個別的に早い段階から適切な指導を行った。

契約児数

(各年度4月1日現在)

年度	28	29	30	元	2	
ひまわり(知的障がい及び発達障がい)	50	50	50	50	50	
たんぽぽ(肢体不自由)	40	34	40	38	33	
なのはな	なのはな(難聴)	19	19	16	13	11
	ちょうちょ・とんぼ(知的障がい)	22	20	20	20	20
計	131	123	126	121	114	